

かせん 498  
 11人 名 指針 970  
 かせん 694  
 のり 1946  
 3,859 P - 1/2

憲法十七條 紀下180 注11 帝詔は13年7月 紀下204 推古29年  
 儒教 718 ③3866 一心戒文は10年12月 皇太子 推古  
 儒教 1058 ④4309 ③3863

第七十四章

皇太子厩戸豊聰耳皇子

憲法十七條

推古紀十二年(六〇四)四月三日條に、

皇太子、親ら聲めて憲法十七條作りたま

ふ。云々

と記されてゐる。

皇太子厩戸豊聰耳皇子が、親ら聲めてお作

りになつた曰憲法十七條は、群臣に垂示し

た訓戒で、和の精神を基とし、儒教・仏教の

思想を調和し、君臣の道及び諸人の則るべき

道徳を示したものである。(「広辞苑」へ憲

法十七條参照)

敢然として、日辺日本国の大王の位を捨て

去り、二朝時代に終止符を打たれた聖徳太子

は、ここに自らの理想を高々とかけ

「こゝから日本の指針」

とされたのであろう。

以下、憲法十七條の各条について、中

3,859<sup>P</sup> - 7/2

紙180<sup>P</sup> 和行  
かん中云 492<sup>P</sup> かん10<sup>P</sup> かん10<sup>P</sup>  
看取 (見7と3と) かん183<sup>P</sup>  
三と (見7と3と) 見7と3と

次頁  
から

無<sup>な</sup>きを宗<sup>しゆ</sup>とせよ。  
 一つ。和<sup>わ</sup>なるを以<sup>も</sup>て貴<sup>たか</sup>しとし、  
 一と看取<sup>かんく</sup>之<sup>の</sup>水<sup>みづ</sup>るところを<sup>は</sup>技<sup>は</sup>粹<sup>すい</sup>して<sup>は</sup>み<sup>み</sup>よう。  
 忤<sup>たご</sup>ふること

「小引」  
99<sup>P</sup> 採

3870  
3867

190-1/2  
3829

3860

3860  
2.26

132  
131  
3850

185

181

前頁

一、二つ。篤く三空を敬え。  
 三、詔を承りては必し謹め。君をば天と  
 し、臣をば地とす。天は覆ひ地は載す。  
 四、群卿(大夫)百寮は、禮を以て本とせよ。  
 五、明に訴訟を辨めよ。(訴訟を公明にさばけ)  
 六、悪を懲し善を勧めよ。(勸善懲悪)  
 七、人各任有り。掌ること、乱れざるべ  
 し。人にはそれぞれ任務がある。おのおの  
 の職掌をまもり、権限を濫用しないようにせよ)  
 八、早く朝りて晏く退でよ。  
 九、信は道義の根本である。何事をなす  
 にもまごころをこめよ。  
 十、人の心はさまざまで、お互いにあ  
 りて、心なにもものをもちて、心の  
 人の違ひ、こととを怒りな。  
 十一、功績・過失を明に察て、それ  
 した賞罰を行なうようにせよ。  
 十二、国司や国造は、百姓から税を  
 りとらぬようにせよ。国に二人の君は  
 民に二人の主はな。この国土のうちの  
 一人の君は、ただ一人の

王 <sup>あま</sup> さま <sup>あま</sup> の <sup>あま</sup> 主 <sup>あま</sup> と <sup>あま</sup> して <sup>あま</sup> いる <sup>あま</sup> の <sup>あま</sup> だ <sup>あま</sup> 。 <sup>あま</sup> 国 <sup>あま</sup> 政 <sup>あま</sup> を <sup>あま</sup> 委 <sup>あま</sup> ね <sup>あま</sup> ら <sup>あま</sup> せ <sup>あま</sup> 。  
 姓 <sup>あま</sup> から <sup>あま</sup> 税 <sup>あま</sup> を <sup>あま</sup> 必 <sup>あま</sup> ず <sup>あま</sup> 納 <sup>あま</sup> り <sup>あま</sup> と <sup>あま</sup> して <sup>あま</sup> よ <sup>あま</sup> い <sup>あま</sup> 筈 <sup>あま</sup> が <sup>あま</sup> あ <sup>あま</sup> ろ <sup>あま</sup> う <sup>あま</sup> か <sup>あま</sup> 百 <sup>あま</sup>  
 十 <sup>あま</sup> 三 <sup>あま</sup> 。 <sup>あま</sup> そ <sup>あま</sup> の <sup>あま</sup> 官 <sup>あま</sup> に <sup>あま</sup> あ <sup>あま</sup> る <sup>あま</sup> 者 <sup>あま</sup> と <sup>あま</sup> 同 <sup>あま</sup> 様 <sup>あま</sup> と <sup>あま</sup> な <sup>あま</sup> る <sup>あま</sup> よ <sup>あま</sup> う <sup>あま</sup> け <sup>あま</sup> 職 <sup>あま</sup> 掌 <sup>あま</sup>  
 の <sup>あま</sup> 官 <sup>あま</sup> に <sup>あま</sup> あ <sup>あま</sup> る <sup>あま</sup> 者 <sup>あま</sup> と <sup>あま</sup> 同 <sup>あま</sup> 様 <sup>あま</sup> と <sup>あま</sup> な <sup>あま</sup> る <sup>あま</sup> よ <sup>あま</sup> う <sup>あま</sup> け <sup>あま</sup> 職 <sup>あま</sup> 掌 <sup>あま</sup>  
 き <sup>あま</sup> 知 <sup>あま</sup> れ <sup>あま</sup> 。 <sup>あま</sup> 職 <sup>あま</sup> 務 <sup>あま</sup> に <sup>あま</sup> つ <sup>あま</sup> り <sup>あま</sup> て <sup>あま</sup> か <sup>あま</sup> ら <sup>あま</sup> は <sup>あま</sup> 、 <sup>あま</sup> 以 <sup>あま</sup> 前 <sup>あま</sup> か <sup>あま</sup> ら <sup>あま</sup> そ <sup>あま</sup> の  
 に <sup>あま</sup> 従 <sup>あま</sup> 事 <sup>あま</sup> して <sup>あま</sup> いる <sup>あま</sup> か <sup>あま</sup> の <sup>あま</sup> よ <sup>あま</sup> う <sup>あま</sup> に <sup>あま</sup> 、 <sup>あま</sup> そ <sup>あま</sup> の <sup>あま</sup> 職 <sup>あま</sup> 務 <sup>あま</sup> 場 <sup>あま</sup> に <sup>あま</sup> 和 <sup>あま</sup> して <sup>あま</sup>  
 て <sup>あま</sup> いく <sup>あま</sup> よ <sup>あま</sup> う <sup>あま</sup> と <sup>あま</sup> せ <sup>あま</sup> よ <sup>あま</sup> 。 <sup>あま</sup> そ <sup>あま</sup> の <sup>あま</sup> よ <sup>あま</sup> う <sup>あま</sup> な <sup>あま</sup> こ <sup>あま</sup> と <sup>あま</sup> は <sup>あま</sup> 自 <sup>あま</sup> 分 <sup>あま</sup> は <sup>あま</sup>  
 閑 <sup>あま</sup> 知 <sup>あま</sup> 一 <sup>あま</sup> な <sup>あま</sup> い <sup>あま</sup> と <sup>あま</sup> り <sup>あま</sup> て <sup>あま</sup> 、 <sup>あま</sup> 公 <sup>あま</sup> 務 <sup>あま</sup> を <sup>あま</sup> 妨 <sup>あま</sup> げ <sup>あま</sup> る <sup>あま</sup> よ <sup>あま</sup> う <sup>あま</sup> な <sup>あま</sup> こ  
 と <sup>あま</sup> が <sup>あま</sup> あ <sup>あま</sup> っ <sup>あま</sup> て <sup>あま</sup> は <sup>あま</sup> な <sup>あま</sup> ら <sup>あま</sup> な <sup>あま</sup> い <sup>あま</sup> 。  
 十 <sup>あま</sup> 四 <sup>あま</sup> 。 <sup>あま</sup> 群 <sup>あま</sup> 臣 <sup>あま</sup> や <sup>あま</sup> 百 <sup>あま</sup> 察 <sup>あま</sup> は <sup>あま</sup> 、 <sup>あま</sup> 嫉 <sup>あま</sup> み <sup>あま</sup> 妬 <sup>あま</sup> お <sup>あま</sup> め <sup>あま</sup> と <sup>あま</sup> か <sup>あま</sup> あ <sup>あま</sup> っ  
 て <sup>あま</sup> は <sup>あま</sup> な <sup>あま</sup> ら <sup>あま</sup> な <sup>あま</sup> い <sup>あま</sup> 。  
 十 <sup>あま</sup> 五 <sup>あま</sup> 。 <sup>あま</sup> 私 <sup>あま</sup> 心 <sup>あま</sup> を <sup>あま</sup> 去 <sup>あま</sup> っ <sup>あま</sup> て <sup>あま</sup> 公 <sup>あま</sup> の <sup>あま</sup> こ <sup>あま</sup> と <sup>あま</sup> を <sup>あま</sup> 行 <sup>あま</sup> な <sup>あま</sup> う <sup>あま</sup> の <sup>あま</sup> か <sup>あま</sup> 公  
 臣 <sup>あま</sup> た <sup>あま</sup> る <sup>あま</sup> の <sup>あま</sup> 道 <sup>あま</sup> で <sup>あま</sup> あ <sup>あま</sup> る <sup>あま</sup> 。  
 十 <sup>あま</sup> 六 <sup>あま</sup> 。 <sup>あま</sup> 民 <sup>あま</sup> を <sup>あま</sup> 使 <sup>あま</sup> 役 <sup>あま</sup> す <sup>あま</sup> る <sup>あま</sup> と <sup>あま</sup> き <sup>あま</sup> は <sup>あま</sup> 時 <sup>あま</sup> 節 <sup>あま</sup> を <sup>あま</sup> 考 <sup>あま</sup> え <sup>あま</sup> よ <sup>あま</sup> 。  
 十 <sup>あま</sup> 七 <sup>あま</sup> 。 <sup>あま</sup> 大 <sup>あま</sup> 事 <sup>あま</sup> を <sup>あま</sup> 独 <sup>あま</sup> 断 <sup>あま</sup> で <sup>あま</sup> 行 <sup>あま</sup> な <sup>あま</sup> っ <sup>あま</sup> て <sup>あま</sup> は <sup>あま</sup> な <sup>あま</sup> ら <sup>あま</sup> な <sup>あま</sup> い <sup>あま</sup> 。  
 か <sup>あま</sup> な <sup>あま</sup> ら <sup>あま</sup> ぬ <sup>あま</sup> 、 <sup>あま</sup> 皆 <sup>あま</sup> と <sup>あま</sup> 論 <sup>あま</sup> じ <sup>あま</sup> あ <sup>あま</sup> う <sup>あま</sup> よ <sup>あま</sup> う <sup>あま</sup> に <sup>あま</sup> せ <sup>あま</sup> よ <sup>あま</sup> 。  
 \*

大カワ576  
始

大カワ1831  
自

大カワ1882  
茲ニ

3863 右10行

469 P

3,862 P

天つき  
改行

紀下182  
才4条

紀下181 新  
才3条

ナリヤウ 云763  
綱領 物事の大切なところ

聖徳太子によつて作られた憲法十七条は、  
 形式・内容ともに後の法典とは異なり、各  
 条のはじめに綱領をあげ、以下に説明を述べ  
 ている。  
 (物事の大切なところ)  
 また、  
 詔を承りては必ず謹め。君をば天とし、  
 臣をば地とす。天は覆ひ地は載す。(第三条)  
 群卿百寮は、禮を以て本とせよ。(第四条)  
 のように、官人豪族層に対する道徳的訓戒と  
 いう性格が強く、  
 宮廷内の目前の政情  
 に対し、現実的な効果を期待して起草された  
 とみられてゐる。(「日本史辞典」東京創元  
 社、八十七條憲法参照)  
 なお、弘仁格式序に、  
 「暨于推古天皇十二年、上宮太子親作憲法  
 十七条。国家制法自茲始焉」  
 とある。(「日本書紀」(F)日本古典文学大系  
 岩波書店、一八〇頁、注十二参照)  
 \*

聖徳太子

おきて・さだめ



亀井170<sup>p</sup>

3864<sup>p</sup>

つたえろまら  
津田なると  
3889<sup>p</sup>

推古朝にはこうな事情  
かま...と考えたのであろう  
2-1076

紀下560<sup>p</sup>

人名大辞典158<sup>p</sup>

「とこうで」  
3845<sup>p</sup>  
3889<sup>p</sup> 1/2

故批考<sup>ひ</sup>にたおいて、  
 も狩谷<sup>かりや</sup>板斎<sup>えんさい</sup>（江戸後期の国学者）が、<sup>はやく</sup>文教<sup>ぶんきやう</sup>温<sup>おん</sup>  
 「書紀には文章作者の全文を載せたものが  
 ないから、太子の真作ではなく、書紀編者の  
 潤色<sup>じゆんしき</sup>である」  
 との説を出している。（\*たかた、序文や末尾が欠けている）  
 事情<sup>じじやう</sup>に合致<sup>あひあ</sup>していることを理由<sup>りゆう</sup>として、大化以<sup>たいか</sup>後の  
 後の朝廷<sup>てうてい</sup>で名を太子にかりてかかる訓戒<sup>くんがい</sup>を作  
 り官僚<sup>くわんりやう</sup>に示したものであろうとした。  
 度<sup>ど</sup>の発達<sup>はつたつ</sup>などに照<sup>て</sup>し、推古朝<sup>すいこてう</sup>における官司<sup>くわんし</sup>制<sup>せい</sup>  
 が作られるのは自然<sup>ぜんぜん</sup>であるとの見解<sup>けんかい</sup>が有力<sup>ちゆうりき</sup>で  
 ある。（「日本書紀」日本古典文学大系、岩  
 波書店、五六〇頁補注二一四参照）  
 十七条<sup>じゅうしちじょう</sup>憲法<sup>けんぽう</sup>が太子の製作<sup>せいさく</sup>であることは確<sup>かく</sup>  
 実<sup>じつ</sup>として、それが今日<sup>こんにち</sup>伝わっているような

✓は、次頁!

5632246  
3,865<sup>P</sup>

ものであつたかどうか、依然として謎である。  
 書紀編纂の折、古文書として伝わつていた覚書(いぬゆる)の首尾をととのえて記録したのではな(かろうか)り、疑問も起る(おこ)るし、  
 というのである。(「聖徳太子」亀井勝一郎) 日本ソノサーピスセンター、一七〇頁参照)  
 日本ソノサーピスセンター、一七〇頁参照) 覚書(おぼえがき)の首尾を整えねばならなかつたのだらうか。  
 (十七条だったかどうかは不明)  
 ころ考えてみたい。  
 聖徳太子が作らした憲法十七条の全文をあるがままその通り(とお)に日本書紀に載せたのでは、よほど具合が悪かつたのだらうか。  
 つまり、もともとの憲法(けんぽう)十七条には、決して後世へ伝えて(つた)えな(な)らな(な)い内容が多々含まれていたのではな(な)らうか。  
 とはいえ、全く掲載(けいざい)しないのも惜(お)しまれ、ためらわれたに違(ちが)いな(な)い。  
 止むなく諸処(しよしょ)に修正(しゆせい)を施(ほどこ)し、

だひ 茶 畏 1392P

816P

3,866P

こと

と推察される。

\*

の基となった原本

あろう

七条の憲法は人知れず茶畏に付されたので

あろう

そので日本書紀が完成した後

直筆の原本を、後代へ伝えるわけにはゆかた

言うまでもなく、聖徳太子が親ら書かれた

どんなに悩ませたことであつたらうか。

ことに、第三条と第十二条は、編纂者達を

日本書紀に書き成したのであらう。

すっかり趣を異にする憲法十七条は変えて

の異なる

へと改作し

考

川弘文館1986P  
平常 八世紀、常

坂本91P 3,867P

新生 小林461P  
天つぎ改行 3866P18行

ともあれ、聖徳太子の心の内の願いは、憲法七条として公に示された。

聖徳太子は、  
第十二条

に二の君非ず。民に兩の主無し。という理想を高く掲げた。

さらに、統合後の人心の動揺を抑えるため、と細々と優しく、時に厳しく、箇条書きにして述べられたのであろう。

なお、語彙も比較的平易であって、四角はった感がないのは、恐らく、十二階の上下全ての人々に、条令の内容を分りやすく

知らせるためであつたらう、と考えられる。(「聖徳太子」坂本太郎、吉川弘文館、九一頁参照)

また、平常の時であれば、とさら憲法の条文中に書き加えなくともよさそうに思えること

も、二朝時代の終焉。一朝への

の統合の時であつたから、あえて、

含めるように、意中の思いを記されたのであ



令和元(2019)9.12(木)~9.13(3日)

H.S. 3.13 (生) (日)

天智上皇・大友天皇  
(孝謙朝)  
南北朝  
平将門の乱

(欠番 3869, 3870) おとす 2312  
3871 悲願 3868 訂水 1537

紀下292 2行  
宇治下162

HU

F9/13  
9/13

天下を一つにまとめ、萬民をお使いになすの  
は、唯天皇のみなのであります。  
とある。

\*

■ なお、これ以後の我国の歴史を見ると、幾  
たびも二朝の危機がおとすれるとはいえ、  
「二朝有るべからず」

非痛なまでの願

という聖徳太子の悲願が、時を越えて通じたか  
のようか。―― 曲折はあるものの、常に  
朝に統合される結果となる。(後述)

\*

1433<sup>9</sup> 卷 世間 中口の史 陳朝 24~25<sup>P</sup> 花ひく長安 210<sup>P</sup> 5また 世間 375<sup>P</sup> 16行 太子 仁 文帝 318<sup>+</sup> 唐とインド 210<sup>P</sup> 3.872<sup>P</sup> 496<sup>0</sup>-1/2 375<sup>P</sup> 563.27<sup>0</sup> 唐とインド 319<sup>P</sup> 世界の史(4) 隋 東洋史 372<sup>0</sup> 1168<sup>0</sup> 隋 内情 1640<sup>P</sup>

隋文帝の死・煬帝の即位

隋文帝が倭国の内情を視察させる為  
 に遣わした所司は、この年、推古十二年(仁  
 寿四年、西暦六〇四年)のある日、  
 本國中を駆け巡る驚愕すべき凶報を耳に  
 した。  
 「病床にあつたといはれ、隋の天子(文帝)  
 が、突然崩御された」といふのである。

「か、何ということだろう。  
 太子(後の隋煬帝)が、父帝(隋文  
 帝)を殺したに違いない」といふ噂話さえどこからともなく流れてきた。

仁寿四年四月から病の床にあつた文帝は、七月  
 甲辰の日、横になつたままおもだつた家臣に  
 別水を告げ、握手してすすり泣き、三日後の  
 丁未の日に死んだ。  
 「文帝のもとに参上した太子(仁  
 寿四年)が、文帝がお亡くな  
 った後、文帝が  
 亡くな

なかにひびく

うきあいた  
 浮足つ云177°  
 コころせ  
 心急く云187°  
 気があせる  
 3795°  
 3884°

604 31才  
 604 31才  
 3857-33.30  
 30  
 35 35  
 唐とイノ318°  
 796-1/2 同又  
 3899° 3775° 為幸即位

3,873P-1/2

りになつた  
 といひ、毒殺かも知れないといひるのである。  
 ■このような不明朗ななかで、同年同月(六  
 〇四年七月)、広(隋煬帝)は即位した。  
 (中国の歴史) 陳舜臣、平凡社、二四〇二  
 五頁。花ひらく長安、布目潮風、集英社、  
 二〇九頁と二一〇頁。唐とインド、塚本善  
 隆、中央公論社、三一六〜九頁参照。  
 ■とときに、隋煬帝は三十六歳であつた。  
 ■そして一方、この年、聖徳太子は三十一歳  
 であつた。  
 \*  
 ■隋文帝の死、早して数日後の隋煬帝の即位。  
 位。こうして祖国の急変を聞き知つた時、隋  
 から遣わされて来朝して来た所司は、浮足立  
 ち、旅仕度もそこそこ、帰国の途についた  
 のではなからうか。  
 ■倭人達、いや日本人達も、もう引き止めは  
 になかつたように推察される。  
 \*  
 あたふたと

556 see! 4157°  
 36 569~618年  
 50 604~618年(14年間)  
 618  
 604  
 14

「から」左側に、限及一杯はみせは  
大抵掲載  
下は川。

3,873<sup>p</sup>-2/2

著作権  
許諾付、  
不要だが  
思は付。



唐貞觀十三年

557

唐。貞觀十三年

1309 1409 第460回 隋煬帝 (唐) 閻立本歷代帝王圖卷) 大塚巧芸社 2000年3月発行 32頁 参照  
ボクは美術館蔵、喜宋元繪畫名品集、吳同、ボクは美術館、大塚巧芸社 2000年3月発行 32頁 参照  
世界の歴史(4) 唐の「唐の善隆」 中央公論社 昭和43年5月10日発行 318頁 参照

H30(2018)10.5(金)~10.6(4回)  
令和3(2021)2.19(金)~2.22(4回)

紀下186'

#上135'

3,874P

32/F 3/2  
る

尚、同年の推古十二年(大〇四)九月、日  
 本国では、朝廷における拝礼の規定が改めら  
 れた。  
 推古天皇は、詔し  
 「宮門を出入りするときは、両手を地に  
 押しつけ、両足をもち跪き、柵(宮門の内  
 のしきり)を越えてから、立って行けし  
 と仰せられた。

\*



朝敵 朝長 3906 56年  
H5.3.14 931  
次頁に随喜 2170

三〇史(2)178 嬰陽王 3776-2/11 11行  
紀下186注9  
朝長 836 570-618 3876

よび名 呼名 元 2288 平栄の名  
紀下 270 14行  
3870 4行, 12行

聖 (かた い)

なるほど 詳し ことは分らないか、ある

いは、  
へ国に二つの朝廷を作らむ、国に二人の君

主を戴かなり  
と、  
かろうかと想像される

孝徳即位前紀 六

月十九日 糸 君に二つの政無く、臣 朝に貢

の朝 無く 参照

ニニト、鞍作鳥止利仏師に命じて、仏

像(飛鳥大仏)を造る工(造仏工)とした。

日本国内で銀の丈六の仏像の製作が開始され

たという事は、高麗国の大興王の知ると二

ろとなった。

なお、この年(六〇五)は、高句麗の嬰陽

王の十六年に当る。そこで、大興王は、嬰陽

王の生時の呼名と思われ、という。(「日本書

紀」(日本古典文学大系、岩波書店、八六頁、注九参照)

高麗国の大興王は、この知らせを聞いた時

三空(仏の異称)の御加護とばかりに随喜

し、  
黄

金三百兩(三百二十兩ともいう)を貢した

前頁 12行  
次頁 79行  
たかみ 2115 56年  
献

16兩 (320兩)  $\sqrt{320}$   
 20斤  $\frac{9.6kg}{20斤}$   
 16斤  $\frac{320}{320}$   
 12kg  
 小林 斤 = 16兩  
 459斤 = 6008  
 3879  $\frac{1}{2}$  藤原上94  
 3.877P  
 田田33に買  
 藤原(上)474に原文 田田33に原文  
 階からの勅務か? 紀下186注7  
 小野妹子和夏 木下1025  
 方まに木下1047  
 睦まに木下11576  
 H11.9.24 42720K  
 一艦 由3875斤 大業3年(607)

のかも知水存川。  
 元興寺縁起に引く丈六光銘に、こう記さ小  
 7 113。  
 推古 十三年歲次乙丑 (六〇五) 四月  
 八日戌辰、以銅二万三千斤、金七百五十九兩  
 敬造釋迦丈六像、銅繡二軀并挾侍。高麗大興  
 王方睦大倭、尊重三宝、遙以随喜、黄金三百  
 廿兩助成大福。一一一歲次戊辰 (推古十六年  
 一一一) 明年己巳 (推古十七年、西曆六〇九  
 年) 四月八日甲辰、畢竟坐於元興寺一  
 とある。  
 又また、聖徳太子伝暦に、こう記さ小ていりる。  
 推古 十三年一一一造銅繡丈六各一  
 軀。是時、高麗大興王貢丈六分黄金三百兩。  
 太子大悦之。  
 とある。  
 参考迄に述べると、一斤は十六兩であり、  
 わか国の一斤はふつう六〇〇リウである。(「漢  
 和辞典」小林信明、小学館、八斤参照)  
 つまり、黄金三百二十兩(二〇斤)は、十二  
 と計算される。

96斤  
 20  
 12kg

斤は 600g 元596P  
両は斤の 1/16 元2323P

古代朝鮮 186P  
韃靼の金は 10,436両 (440kg)  
52P 元605P

天つき 改行  
3875P 7~8  
P本の天  
相異をい 3879P-2  
3,878P  
3777P  
3777P

すなわち、高麗国の大興王は、実に三百二十両(十二貫)もの黄金を日本国に貢上したの  
たつた。

米

この当時、隋と高句麗との関係は、あやう  
い緊張状態にあつた。

とくに昨年(六〇四)、隋の第二代煬帝が  
即位してからの隋国内では、高句麗出兵の気運が再

び盛んになつて来た。(「古代朝鮮」井上秀

雄、一八六頁参照。第七十二章へ隋の文帝

において既述)

「隋の煬帝は、自らの力を誇示する為

恐らく高句麗へ攻め込んできてあろう

高麗国の大興王は、身震いに違ひない。

そんな時、  
誓願し、大穴の

日本国では今、  
佛像を造ろうとして

という知らせが、  
大海を隔てた高句麗の

大興王の耳許にも届いた。

それは、願つてもない  
絶好の機会であつた。

「国史」類行「地史」古代朝鮮  
186 冊  
H.S. 3.15 (月) 古 ④ 3905 14行

かほうん 緩衝国  
493  
3.879<sup>P</sup> - 1/2

おのようた、隋煬帝 ④ 3899<sup>P</sup>  
この頁 15行  
隋書 ④ 3877<sup>P</sup> 7行 隋書  
④ 3876<sup>P</sup> 3行

緊迫したものになろう。

一方、**我国は古来**、**△中国に近接**してりて常に**脅威に曝**されて  
 いる朝鮮半島の国々を、いねは日**緩衝国**は二  
 つの国の間にあつて、**摩擦**や**衝突**を緩和する  
 ような**感**がある。(「**広辞苑**」へ**緩衝国**参照)  
 一方、**隋**が**高句麗**を併合したら、どうい  
 う**情勢**になるだろうか。  
 ■ **必ずや隋煬帝はさらに**「**漢**から**晋**へ  
 かけて**植民地**としていた**百濟**の地をも、**力**が  
 ぐで**奪**うに**相違**あるまい」(古代朝鮮、井秀雄、日本放送出版協会  
 一八頁参照) 隋と日本とは互いに**随分**接近する  
 そうすると、**隋**・**日本**の二**国**間の**関係**は

ココヨ ケー20 20x20

563

see! 次頁!

近接 二の頁 10行  
左フタの角のたか  
非定

前の頁のクマ

たの 2222

太子大悦  
③3877  
末7行

③3877  
3940-7/2

③3877  
③3940-7/2  
③3878  
③3940-7/2  
③3879  
③3940-7/2

③3878  
③3940-7/2  
③3879  
③3940-7/2  
③3877  
③3940-7/2  
③3878  
③3940-7/2  
③3879  
③3940-7/2

隋煬帝は、次に日本国をも領有しようとして、  
 企てるかも知れない。  
 欲には限りがないものである。  
 隋を敵にたたくはない。一か、隋の思惑に迎合し、高句麗の後方を突くような  
 ことがあっても決して行なってはならない。  
 聖徳太子は、こう思慮されたに相異なる。  
 そこで聖徳太子は、高句麗の大興王が、黄金三百兩を貢じて  
 我が日本国に親睦の意を表してきたことは、  
 隋の爲に、盟友高句麗を討つわけにはい  
 かない。日本国の  
 という大義名分が出来たのだから、  
 とお考えになり、大いに悦ばれたのであ  
 ろうと推察される。(先に引用した聖徳太  
 子伝曆に推古十三年条「太子大悦」  
 参照)

\*

隋煬帝は「引き續けて」  
 朝鮮半島を制圧し「全域」

3557-1/2 保表

605 59  
587 41  
18 18

(2)

3880 P

563.33 申 紀下178 新 紀下186  
紀下179 大將軍の死 藤原上 94 OK 3875 推古13年

# 斑鳩宮への遷居

同年の推古十三年(六〇五)閏七月一日に聖徳太子は衣服令を出された。(詳細を省く)

そして同年十月に、聖徳太子は斑鳩宮へお遷りになったという。(紀・伝暦参照)

二年半前の推古十一年(六〇三)二月頃に大將軍と来目皇子があり前後して薨去された

大倭国(九州)において過してこられた聖徳太子は、その間、実に多忙を極めておられた

王位を返上した後、日辺日本国(近畿)と大倭国(九州)とを統合し、そして新しい日本国

の礎を固める為、に尽力してこられたのだった

況か、あつたからであらうか。聖徳太子は、日本国の帝都(九州の都)を後にして、遠く、斑鳩宮へと出立されたこととなった。

それは、つらく悲しい別れであった。

法隆寺の塔慶と、その寺の本尊(如来像)の完成の日を待ち暮らしておいで

の父君・用明上皇は、~~あ~~はやすでに五十九歳



3557-1/2老

3561表 605年 32才

3873° -574 1才  
31 31

紀上232

3.882 P

3505 P 版 亀井 174 P  
藤石上 94 P

太子は、辞を謝し、奏してこう曰わられた。  
 別宅に居すと雖も、臣、何を以て敢て宿衛  
 の下を離れん  
 天皇は、大いに悦び、宴を設け、禄を下賜  
 された。  
 太子は下此れより後、旦には黒駒に騎り  
 入りて政事を奏し、竟れば即ち宮に還り給う  
 た。日々に間無し。時の人は、之を異としたり  
 といつまた会えりか分らなり遠い東国の斑鳩  
 の別れを惜しんで、用明上皇は、  
 「朕の快からざる所なり」と  
 と言われたのであろう。  
 そして大和国の斑鳩宮に居を移さ小た聖徳太  
 子は、旦には黒駒に騎り、奈良盆地北端の  
 率川宮に入りて政事を奏し、竟れば即ち斑鳩  
 宮に還り給うたのであろうか。日々に間無く  
 多忙な毎日であった。時に聖徳太子は、三十  
 二歳であつた。  
 なお、この当時の人々は、斑鳩宮のこ  
 とをも曰上宮と呼んだようである。

たか27P 2194

1062

2497

朝廷



太子講經

推古十三年(六〇五)十月に斑鳩宮へ遷居  
されたとはいえ、翌年の推古十四年

(六〇六)四月八日以前に再び聖徳太子は  
大倭国(九州)の都へと上洛されたようであ

る。では、聖徳太子は何故大倭国(九州)の  
都へとそんなにも懐かしく上って行かれたの

だろうか。恐らく、  
〔花祭(誕生会)の日〕

推古十四年四月八日に造り竟ったと日本  
書紀に記されている銅の佛像は、飛鳥大

仏でなくて、実は大倭国(九州)の  
法隆寺の本尊として、用明上皇の御為に作り

奉った。薬師如来像  
第七十章へ元興寺の建立を照

と思われ、  
つまり、巻頭の第10表

へ、薬師如来像を法隆寺金堂内に入れ  
て安置する儀式を、菅原会(誕生会)を執り  
行なう為、聖徳太子は九州の都へおりにな

と想像される。

かんの文 菅原会 ③3895末 薬師銘 ③3605-乃 3, 884  
③3616-1/5末 ③3616-5末

③3615-1/5タイトル 元興寺建立  
あめた ③3873 16行 あたふたと、

3640 3643 3648 3650 3885P  
 3647 (若草伽藍) 3649 3646 3648 3行  
 3648 3行

・その他の理由もあつたのであろうか、ともあれ、推古天皇・用明上皇は天に御喜びになつた。と拝察される。大層

推古十四年(606)の

山 号水から幾日もたたないある日のこと、聖

徳太子は推古六年四月十五日に勝鬘経を講

いたのと同様、亦、法華経を岡本宮(大倭

国にあつた宮か)に於て講経されたようであ

る。(第十七章へ日斑鳩寺(若草伽藍)の

創建から炎上に至る経緯について、の項での

解説参照)

回 ニニに推古天皇は、大いに喜びになつて

播磨国の水田百町を皇太子に施したもうた

てあろう。

③ 因つて聖徳太子は七月に、その水田百町

を大和国の斑鳩寺(若草伽藍)へお納水になつた

と察せられる。法武帝説に推古六年条に日本

書紀に推古十四年、参照。既述

七月条 是年条

45.3.18(年) ㊦

㊦ 3646  
紀下188

「つまり」  
㊦ 3889  
6ヶ  
3886 P

藤原上13 P

㊦ 3894  
㊦ 3604  
㊦ 3647  
㊦ 3650

播磨国の水田 (三百余町と百町と)

以下 巻頭の第10表参照

推古六年四月十五日の勝鬘経講

終の折に賜わつた水田三百余町と、推古十四

年の法華経講終の折に賜わつた水田百町に關

し、もう少し詳しく見てみると、

上宮聖徳法王帝説、推古六年四月十五日

条には、こう記されていゝ。推古天皇

推古六年四月十五日、少治田天皇、請

上宮王、令講勝鬘経。天皇布施聖王物

播磨國楯保郡、佐勢地五十万代、聖王即以此

地為法隆寺地也。今在播磨、田三百餘町者

代、三百余町を法隆寺の地とす。水た、という。

日本書紀に推古十四年七月条の記事に

いは、こう解したい。

推古十四年七月、是歳、

皇太子、亦法華経を岡本宮に講く。天皇、大

きに喜びて、播磨國の水田百町を皇太子に施

りたまふ。因りて斑鳩寺に納水たまふ。

コケヨ ケー20 20X20

日本書紀 85<sup>p</sup>

3,887<sup>p</sup> 紀下188<sup>p</sup> 200頁  
注 ↓

伊河留我 3608<sup>p</sup> 3/3 紀下188<sup>p</sup> 注10  
3889<sup>p</sup> 1/2 20-39

斑鳩寺に納れたもうた、という。  
●つまり、聖徳太子は、播磨国の水田百町を

と、法華と勝鬘等經を講じた。何と、

五十万代の地を三分して、伊河留我本寺  
・中宮尼寺・片岡僧寺に入小たし

とある。(日本書紀(下)日本古典文学大系、  
岩波書店、一八八頁注九・一〇参照)

また同日法隆寺縁起資財帳には、水田  
の広さについて、

二百十九町一段八十二歩し  
とある。(日本書紀(下)日本古典文学大系、

岩波書店、一八八頁注一二参照)

さらに日本靈異記(上)第五話には、  
推古十七年二月、皇太子、大伴屋栖

野古の連の公に詔して、播磨の國揖保の郡  
の内二百七十三町五段餘の水田の司に遣す

とある。何故、こんなに水田の広さについて  
の記述がまちまちなのであろうか。

①五十万代(三百余町)

前頁 115 頁  
 次頁 15 頁  
 3890 469  
 1136 136  
 塔 1666 代/町  
 500 代/町

3888 P  
 3886 787

② 百町

③ 五十万代<sup>1.5 GM</sup>り三百余町<sup>1.5 GM</sup>の約三分の一

④ 二百十九町一段八十二歩

⑤ 内二百七十三町五段余

・これらの記事をただ単にながめていたので、さつぱり要領を得ない。

米

いかり、もいかりたら、次のような経緯があつたのかも知れない。

推古六年四月十五日、勝鬘経を講じた折に布施された五十万代<sup>11</sup>三百余町は、大倭国

(九州)の法隆寺<sup>六〇六</sup>の地とされた。

推古十四年<sup>六〇六</sup>法華経を講じた折に施された

百町は、大和国(近畿)の斑鳩寺<sup>六〇六</sup>に納め

られた。<sup>(六七〇)</sup> (若草伽藍)

後年の天智九年四月三十日<sup>六〇六</sup>夜半え後

に、大倭国(九州)の法隆寺<sup>六〇六</sup>は茶毘に付

され、一屋も余すことなく焼失した。

恐らく、この時、

へそれまで大倭国の法隆寺<sup>六〇六</sup>のものとしてきた播磨国揖保郡佐勢地五十万代<sup>11</sup>三百

3886 11 前 16 頁

「と=3で」 ⑦3864  
⑧3935

あ3887 11分  
↓

3,889<sup>P</sup>-1/2

⑩3889 5分

余町<sup>よちやう</sup>は、三分<sup>ぶぶん</sup>さ水<sup>みづ</sup>、  
大和国<sup>やまとのくに</sup>の伊河<sup>いか</sup>留<sup>る</sup>我<sup>わが</sup>本寺<sup>ほんじ</sup>（現在の法隆寺）・中<sup>ちゆう</sup>  
宮<sup>みや</sup>尼寺<sup>にじ</sup>・片岡<sup>かたおか</sup>僧寺<sup>そうじ</sup>のそ水<sup>みづ</sup>そ水<sup>みづ</sup>に入<sup>い</sup>水<sup>みづ</sup>ら水<sup>みづ</sup>たの  
で<sup>で</sup>あ<sup>あ</sup>ら<sup>ら</sup>う<sup>う</sup>、  
と思<sup>おもう</sup>わ<sup>わ</sup>れ<sup>れ</sup>る<sup>る</sup>。

つまり、  
大和国<sup>やまとのくに</sup>の斑鳩寺<sup>いかるがでら</sup>（現在の法隆寺）の  
播磨国<sup>はりまのくに</sup>の水田<sup>すいでん</sup>の広<sup>ひろ</sup>さは、推古<sup>すいこ</sup>十四年<sup>じゅうしよねん</sup>に施<sup>おこ</sup>ら水<sup>みづ</sup>  
た百<sup>ひゃく</sup>余<sup>よ</sup>町<sup>ちやう</sup>と、この時<sup>とき</sup>（天智<sup>てんぢ</sup>九年<sup>くわんねん</sup>）に入<sup>い</sup>水<sup>みづ</sup>ら水<sup>みづ</sup>た  
百<sup>ひゃく</sup>余<sup>よ</sup>町<sup>ちやう</sup>とを合<sup>あ</sup>わ<sup>わ</sup>せ<sup>せ</sup>て、二<sup>に</sup>百<sup>ひゃく</sup>余<sup>よ</sup>町<sup>ちやう</sup>にな<sup>な</sup>つ<sup>つ</sup>た<sup>た</sup>、  
と解<sup>かい</sup>さ<sup>さ</sup>れ<sup>れ</sup>る<sup>る</sup>。

このことを、より正<sup>せい</sup>確<sup>かく</sup>に述<sup>の</sup>べ<sup>べ</sup>ると  
へ日<sup>に</sup>法隆寺<sup>ほつりゆうじ</sup>縁<sup>えん</sup>起<sup>ぎ</sup>資<sup>し</sup>財<sup>ざい</sup>帳<sup>ちやう</sup>に記<sup>き</sup>さ<sup>さ</sup>水<sup>みづ</sup>てい<sup>てい</sup>る<sup>る</sup>よ  
うに、大和国<sup>やまとのくに</sup>の斑鳩寺<sup>いかるがでら</sup>が所<sup>しよ</sup>有<sup>ゆう</sup>す<sup>す</sup>る<sup>る</sup>播磨国<sup>はりまのくに</sup>  
の水田<sup>すいでん</sup>の広<sup>ひろ</sup>さは、二<sup>に</sup>百<sup>ひゃく</sup>十<sup>じゆ</sup>九<sup>く</sup>町<sup>ちやう</sup>一<sup>いち</sup>段<sup>だん</sup>八<sup>はち</sup>十<sup>じゆ</sup>二<sup>に</sup>步<sup>ふ</sup>  
にな<sup>な</sup>つ<sup>つ</sup>た<sup>た</sup>、  
とい<sup>い</sup>う<sup>う</sup>こ<sup>こ</sup>と<sup>と</sup>な<sup>な</sup>の<sup>の</sup>で<sup>で</sup>あ<sup>あ</sup>ら<sup>ら</sup>う<sup>う</sup>と<sup>と</sup>想<sup>おもう</sup>到<sup>たう</sup>さ<sup>さ</sup>水<sup>みづ</sup>る<sup>る</sup>。

ところ<sup>ところ</sup>で、五<sup>ご</sup>十<sup>じゆ</sup>万<sup>まん</sup>代<sup>だい</sup>が三<sup>さん</sup>百<sup>ひゃく</sup>余<sup>よ</sup>町<sup>ちやう</sup>で<sup>で</sup>あ<sup>あ</sup>る<sup>る</sup>とい<sup>い</sup>  
う<sup>う</sup>の<sup>の</sup>だ<sup>だ</sup>か<sup>か</sup>ら、単<sup>たん</sup>紙<sup>し</sup>に<sup>に</sup>計<sup>けい</sup>算<sup>さん</sup>す<sup>す</sup>る<sup>る</sup>と、



上原和513行  
斑鳩寺 3886 末行

3,890 P

律令制 2316 P  
大宝律令、養老律令  
3889 司 3887  
419 3887 P  
7カエト  
1476 P

なるほど定かでないか、  
 大伴屋栖野古の連の公は、播磨国揖保郡  
 の水田（律令制でいうと、七二八町歩の水田  
 の内、二百七十三町五段余を司ることになっ  
 た）  
 と考えてみたい。  
 ・そしてまた、  
 大伴屋栖野古の子系は代々、その任務を  
 受け継いでゆき、律令制（大宝律令・  
 養老律令に規定された諸制度）が実施された  
 後においても、この二百七十三町五段余の水  
 田を司っていた。  
 と想像される。（「伝辞苑」へ律令制参照）  
 ・すなわち、日本霊異記（上）第五話には、  
 律令制度による水田の広さが記されているの  
 であらう、と推察される。  
 \*  
 なお、日本書紀に初めて斑鳩寺の名が  
 見えるのは、この推古十四年（606）七月  
 条においてである。  
 聖徳太子（上原和）講談社、五〇  
 五頁参照

大王の位を辞退して皇太子となられた聖徳

そは

神祇 1143 紀下188 推古 136P 坂本太郎 98 3884 上掲外

3,891P

3653P-1/2 3994P 未同文 3609等位 推古朝以来 主王 起居 519P 3708P 藤原上 59P 3653P-1/2

太子は、日常の起居の所とされ、斑鳩寺に創建しようと思  
 のすく近くに、斑鳩寺に創建しようと思  
 い立たれたのであろう。(若草伽藍) (若草伽藍)  
 だが、すでに述べたとおり、この斑鳩寺は  
 建設途中の推古十八年(六一〇)四月三十  
 日の夜半に、炎上したようである。  
 補願記に、  
 庚午年(推古十八年)四月廿日夜半、有  
 斑鳩寺  
 と記されていゝ。  
 推察するところ、太子建立の斑鳩寺は、大和国  
 の現在の法隆寺の地下にその遺構を留めて  
 いる。若草伽藍のことなのであろうと思  
 われる。(既述) \*

神祇祭祀の詔

翌年の推古十五年(六〇七)二月九日  
 古来、歴代の天皇は、政治を行なうに当  
 り、古来、歴代の天皇は、政治を行なうに当  
 り、神々を祭つて、神々の力を天地に通じ、山川  
 の神々を祭つて、神々の力を天地に通じ、山川

お教く 紀下188 136P

45.3.19 (金) 16

大かみ 1614 祭儀部  
たかみ 841 押  
仰仰 (業業) 567  
吳道

3,892 P 坂本太郎 99

紀下 188 末 香まてつみ

井上 137  
紀下 189

た。このため、陰陽はよく開き和し、神々の  
 しめざまし順調に行なわれした。  
 今朕が世におりて、どうして神々の祭祀を  
 怠ることがあるか。それゆえ群臣は共  
 に心をこめて神々を礼拝するように  
 と仰せられした。(紀)

その六日後の  
 同年(推古十五年)二月十五日  
 大臣は、百寮を従えて神祇を祭り、礼拝さ  
 れた。(紀)

しかりながら、二月十五日は祓迦入滅の日であ  
 って、日仏教の上でこそ大切な日である。

朝廷の神祭りは、推古十五年二月十五日の  
 みならず、古来の風習に従って、もつとしば  
 みに、特にこの日を選んで

儀式を行なうというのは、何といっても不自然  
 ある。(「聖徳太子」坂本太郎、吉川弘文館  
 九九頁参照)

推古十五年二月十五日の神祇祭祀には  
 何か特別の意味が隠されておるのだろうか。

こと

